

平成16年(ワ)第16702号 損害賠償請求事件

平成17年(ワ)第10492号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] ほか123名


被告 西東京市


準備書面(7)

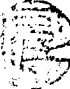
平成18年5月29日


東京地方裁判所民事第7部合B通係 御中


被告指定代理人

鈴木 秀 雄 

川 島 喜 弘 

宮 崎 雅 子 


岩 見 靖 一 


石 坂 浩 二 

大 田 隆 昭 

大 川 強 

管 野 照 光 

岡 村 保 彦 

早 川 礼 成 

被告は、本準備書面において、原告らの平成18年4月7日付け準備書面(9)（以下「原告ら準備書面(9)」という。）の主張に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、従前の例による。

第1 国家賠償法1条1項の違法が認められる要件について

- 1 原告らは、被告が準備書面(5)第1（3，4ページ）において、国家賠償法1条1項にいう「違法」の意義を論じるに当たり、最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決（民集59巻7号157ページ）を引用した点につき、同判決は、被告の主張の論拠たり得ない旨を論難する（原告ら準備書面(9)第1の1及び2（2ないし5ページ））。
- 2 しかしながら、被告は、国家賠償法1条1項にいう「違法」とは、「公務員が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背すること、すなわち当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさず漫然と当該行為をしたこと」である（いわゆる職務行為基準説）と主張しており、上記最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決も「国会議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したかどうかの問題である」と判示し、国家賠償法1条1項の「違法」の意義につき、職務行為基準説を採ることを再確認しているのであるから、被告のこれまでの主張の論拠となることは明らかである。

したがって、原告らの上記1の批判は、上記大法廷判決を正解せず、独自の観点からなされたものにすぎず、失当であることは明らかである。

第2 「被告の主張を前提としたとしてもやはり『違法』と認められる」との主張について

- 1 原告らは、「住基法の明文の規定のみを意識していると自認する被告の主張

は、原告が主張しているプライバシー・人格権侵害、住基法第36条の2違反、住基法附則第1条違反、地方自治法第2条第14項、地方財政法第2条第1項、第4条第1項違反などの様々な法規について何ら配慮していないことを自ら認めるものなのである。」などと主張する（原告ら準備書面(9)第1の2・5ページ）。

2 しかしながら、西東京市長の行為が国家賠償法1条1項の適用上何ら違法と評価されないものであることは、これまでに提出した被告の準備書面において詳述したとおりである。上記1の原告らの主張は、これまでの被告の主張を正解しないものであって、やはり失当であることが明らかである。

第3 「住基法36条の2」に関する主張について

1 住基法36条の2第1項にいう「必要な措置」について

(1) 原告らは、西東京市長が採るべき住基法36条の2第1項にいう「必要な措置」として、「各自治体の物的人的セキュリティレベルが適切に確保されるまでの間は住基ネットの接続をしないとか、最低限、運用に供されることを望まない住民の本人確認情報を送信しないとか、隔離型アーキテクチャの実現を目指し、他の自治体や国などに強く働きかけるなどが考えられる」などと主張する（原告ら準備書面(9)第2の5・15ページ）。

(2) しかしながら、住基法上、各市町村が独自の判断で住基ネットに接続しないことを認める規定は存在せず（このような独自の判断に基づく選択的な住基ネットの接続が違法であることについては、乙第15号証参照）、また、同法に照らせば、原告らの主張する「隔離型アーキテクチャ」の実現を目指すべきと到底いえないことは、被告準備書面(3)第3の3（5ないし7ページ）で述べたとおりである。原告らは、住基法36条の2第1項の「必要な措置」の意義につき独自の見解を述べているにすぎない。

2 情報流出のおそれについて

(1) 原告らは、「全国津々浦々の市町村においてネットワーク接続されている住基ネットシステムにおいて、各自治体のセキュリティ管理能力が異なり、規範意識も異なる実情の下では、1箇所でのルーズな管理や不正利用が被告を含めた全国の市町村が保有する本人確認情報の漏えいを惹き起こしかねない。」として、北海道斜里町の情報流出事実の存在を指摘する（原告ら準備書面(9)・15ページ）。

(2) しかしながら、市町村の住基ネットシステムのCS（コミュニケーションサーバ）は、当該市町村の住民の本人確認情報を保持するのみであり、他の市町村の住民の本人確認情報を保有してない。そもそも、他の市町村の住民の本人確認情報は、他の市町村のCS、都道府県サーバ及び全国サーバに保有されているものであり、これらの情報を閲覧、改ざんするためには、他の市町村、都道府県及び指定情報処理機関が管理するファイアウォールを突破して、地方公共団体の共同のネットワークである住基ネット本体に侵入する必要があるが、これは極めて困難である。したがって、ある特定の市町村におけるセキュリティ対策につき、仮に不十分な点があったとしても、直ちに他の市町村の住民の本人確認情報のセキュリティに具体的危険が生じるわけではない。

また、原告らが指摘する北海道斜里町における事案は、斜里町の職員の私用コンピュータから業務資料が流出したものであり、斜里町が使用する住基ネットを構成するコンピュータ等から直接情報が流出したものではない上、上記の私用コンピュータから流出した情報には住民基本台帳に関する個人情報は一切含まれていない。さらに、流出したとされるパスワードは、平成15年当時のものであり、流出当時使用されていないものである（乙第14号証の1, 2）。

したがって、かかる事実は、住基法36条の2違反を基礎づけるものではない。

3 小括

以上のとおり、西東京市長に住基法36条の2第1項違反の事実は認められず、この点は、被告準備書面(5)第2の2(5ページ)等でも述べたとおりであって、原告らの同条項違反の主張は失当である。

第4 「住基法附則1条」に関する主張について

1 原告らは、原告ら準備書面(9)第2の6(16, 17ページ)において、原告ら準備書面(6)第1の2(2)③(6, 7ページ)と同様の主張を繰り返した上、「個人に対する過度なモニタリングが技術上可能な環境においては、規制のための法令の整備のみを行っても然したる意味はなく、使用される機器ないしプログラムそのものの構成による検索ないし搜索可能性の制約がなされなければ、プライバシー権ないし人格権の保護は図れない。その意味において、『必要な措置』は未だ採られていないと原告は主張しているのである。」と主張する(原告ら準備書面(9)17ページ)。

しかしながら、住基法附則1条2項にいう「所要の措置」が講じられていることは、被告準備書面(5)第2の3(5ないし7ページ)において述べたとおりであるから、原告らの上記主張は失当である。上記原告らの主張は、独自の見解にすぎない。

2 なお、原告らは、長谷部教授の意見書(乙第10号証)について、るる論難し、住民票コードの記載行為や「本人確認情報」の東京都に対する送信行為等が原告らのプライバシーないし人格権を侵害するものである旨主張するようである(原告ら準備書面(9)8ないし14ページ)。しかし、本人確認情報が個人の人格的自律に直接かかわるものとはとはいえず、社会通念上、個人の思想、信条等に関する情報に比べて秘匿の必要性が必ずしも高いとはいえないことや、住基ネットによる本人確認情報の利用提供が公共の福祉による相当な制限であってプライバシーないし人格権を侵害するものでないことは、同種事件の

裁判例においても認められているところである（福岡地裁平成17年10月14日第3民事部判決《乙第16号証》31ページ等，名古屋地裁平成17年5月31日民事第10部判決《乙第17号証》21，27ページ等，大阪地裁平成18年2月9日第7民事部判決《乙第18号証》38ないし40ページ等，千葉地裁平成18年3月20日民事第2部判決《乙第19号証》35ないし37ページ等，東京地裁平成18年4月7日民事第25部判決《乙第20号証》30，42ページ等，和歌山地裁平成18年4月11日判決《乙第21号証》55，56ページ等）。

第5 結語

以上のとおり，原告らの主張はいずれも失当であり，本訴各請求は，理由がないことが明らかであるから，いずれも速やかに棄却されるべきである。